

同志社不動産会東京 R・E クローバー倶楽部規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本会の名称は、同志社不動産会東京 R・E クローバー倶楽部と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員が互いに先輩・後輩の意識を持ちながらもフラットな関係を重視し、不動産、建設、金融、法務等に関する情報交換を中心に会員相互の親睦と信頼関係を深め、不動産業界業務に関する諸問題の調整研究及び研修を行い、各々の事業発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員

第3条 (会員資格)

本会は、正会員によって構成する。新入会員は入会申込書を事務局に提出し、世話人会によって入会審査を経て決定する。

第4条 (正会員)

本会は、学校法人同志社各校に在籍した者で、不動産業並びにこれに関連する業務に従事するものをもって正会員とする。

第三章 世話人会

第5条 (世話人)

本会の世話人は正会員 20 名程度を選任する。

第6条 (世話人会)

前条の世話人をもって世話人会を構成する。

1. 世話人会は本会の決定機関である。
2. 世話人会は代表世話人 1 名、副代表世話人 5 名程度を選出する。
3. 世話人会は原則として年 2 回 (3 月、9 月) 開催する。但し、必要に応じて代表世話人は臨時世話人会を招集することができる。
4. 世話人会の議長は原則として代表世話人が務める。
5. 世話人会の決議は世話人の 3/4 の賛成を必要とする。なお、世話人が世話人会を欠席する場合は書面により出席する世話人に議決権を委任する。
但し、議決権は各世話人一票とする。

第7条 (任期)

代表世話人、副代表世話人、世話人の任期は原則 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第8条（会計監査）

会計監査は、世話人会の推薦により世話人1名を選出する。任期は1年とする。

第9条（相談役）

相談役は、世話人会の決議を経て代表世話人が委嘱する。但し、任期は1年とし、世話人会の要請により世話人会に出席し、助言することができる。

第10条（常任相談役の設置）

1. 世話人会は、相談役の中から常任相談役を選出することができるものとする。
2. 常任相談役は、大学不動産連盟各大学との親睦・調整等について世話人会の助言するものとする。但し、任期は1年とする。

第四章 総会

第11条（開催）

1. 総会は年1回開催する。原則として5月とする。
2. 総会においては新任代表世話人の紹介および、活動報告及び会計報告並びに新年度の予算活動計画等を発表する。

第五章 会計

第12条（会費）

本会の年会費は1口3,000円とする。なお、2口以上の納入を妨げない。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日迄の1年とする。

第14条（会計報告）

本会の会計については会計監査を受けた後、事務局より世話人会に報告し、承認を得る。

第15条（運営経費）

1. 本会の経費は、会員の年会費等及び寄付金をもってこれに充てるものとする。
2. 会計等事務主管は、毎月末日締めた会計の内容を半期に一度の世話人会で報告する。

第 16 条（慶弔規定）

1. 本規定は、年会費を納入している会員本人の結婚・出産・逝去に適用する。
2. 慶弔金は 1 万円とし、会員若しくは会員の家族より報告・連絡があった場合に、代表世話人又は副代表世話人が直接本人若しくは会員家族に手渡すものとする。
3. 本規定は、平成 18 年 11 月以降に遡り規定する。

第六章 倫理

第 17 条（倫理の順守）

1. 本会の会員は、同志社人としての誇りを持って、東京 R・E クローバー倶楽部及び大学不動産連盟の活動に参加することとし、会員間の信義にもとる行動は厳に慎むものとする。
2. 当該会員の行為が、本会の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、世話人会は倫理委員会に諮った上で、除籍等の処分を行うことができる。
3. 除籍処分を行った場合には、処分後最初に開かれる総会に報告しなければならない。

第 18 条（倫理委員会）

1. 第 17 条 2. に該当する事案が生じた際には、代表世話人は代表世話人及び副代表世話人をもって構成される倫理委員会を招集し、同委員会の議長に就任する。
2. 倫理委員会で決定したことは、速やかに会員に告知する。

第七章 その他

第 19 条（規約の変更）

規約の変更は世話人会の議決をもって行う。

平成 17 年 11 月 30 日 会則の制定

平成 18 年 11 月 27 日 一部改正

平成 20 年 5 月 1 日 会則を規約に改正

平成 20 年 10 月 16 日 組織・各役職を決定

平成 21 年 10 月 27 日 一部改正及び組織・各役職を決定

平成 23 年 10 月 20 日 一部改定

平成 27 年 4 月 9 日 一部改定

平成 28 年 3 月 7 日 一部改定

平成 31 年 3 月 20 日 一部改定